

毒物・劇物販売業各申請（届）書の提出部数及び記載上の注意

書 類		提出部数	記 載 上 の 注 意	
登 録 申 請 書	登録申請書 (手数料 16,900円)	1	1 該当する業態を で囲みます。 2 所在地がビルの場合、ビル名まで記載します。 3 毒劇物を直接取り扱わない販売業にあっては、備考欄にその旨を記載します。	
	添付書類	1 店舗の概要図	1	1 直接現物を取り扱わない店舗にあっては、その事務所の概要図を記載します。 2 直接現物を取り扱う場合は、事務所と保管場所がどの位置にあるかを赤字で明示します。
		2 登記事項証明書 (申請者が法人の場合)	1	1 法人の目的の中に、毒劇物の販売に関する業務の記載があることを確認します。 2 6か月以内に発行されたものが有効です。
	取扱責任者設置届		1	1 業務の種別は、一般販売業・農薬用品目・特定品目販売業の区別を記載します。 2 登録番号、登録年月日は記載しないでください。 3 資格は、法第8条第1項の第何号に該当するかを記載します。同項第3号に該当する場合には、試験合格の区別（一般・農薬用品目・特定品目）を併記します。
	添付書類	1 資格証明書	1	薬剤師 - 免許証の写（本証を持参） 学校卒業者 - 卒業証明書（原本）（高等学校の卒業者は単位修得証明が必要） 試験合格者 - 合格証の写（本証を持参）
		2 証 書	1	取扱責任者が申請者（法人の場合を含む）に雇用されている場合に必要です。
		3 診 断 書	1	1 診断事項には「精神機能の障害については、明らかに該当しない」こと「麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒ではない」ことが必要です。 2 診断年月日から3か月以内のものが有効です。
		4 宣 誓 書	1	取扱責任者が作成します。
		(5 誓 約 書)	(1)	視覚、聴覚又は音声機能若しくは言語機能の障害により、毒物劇物取扱責任者の業務を行うに当たって必要な認知、判断及び意志疎通を適切に行うための措置を講じることが必要な者を設置したときのみ提出します。
	登録更新申請	登録更新申請書 (手数料 7,400円)	1	1 該当する業態を で囲みます。 2 登録年月日は、有効期間の最初の年月日を記載します。
添付書類		登録票	1	1 紛失等のため添付できないときは、登録更新申請書の「備考欄」にその旨を記載します。 2 有効期間終了の2か月～1か月前に申請してください。
変 更 届	変 更 届 書		1	1 変更事項には具体的な内容（開設者の氏名又は住所、構造設備等）を記載します。 2 変更年月日は、実際に変更した年月日（法人の登記事項の変更については事実のあった年月日）を記載します。 3 この届書は、変更してから30日以内に提出します。
	添付書類	1 必要書類 (登記事項証明書等)	1	変更内容（変更前後）が確認できる書類
		2 概 要 図	1	構造設備をどのように変更したか（変更後）がわかる図面
	取扱責任者変更届		1	1 業務の種別は、一般販売業・農薬用品目・特定品目販売業の区別を記載します。 2 資格は、法第8条第1項の第何号に該当するかを記載します。同項第3号に該当する場合には、試験合格の区別（一般・農薬用品目・特定品目）を併記します。 3 毒物劇物取扱責任者自身の氏名又は住所変更に関しては、更新時の備考に記載してください。変更届の提出は必要ありません。
添付書類	取扱責任者設置届の添付書類と同じ	各1	取扱責任者設置届の添付書類と同じ。	
廃 止 届	廃 止 届 書		1	廃止の際に現に所有する毒物劇物に関する項目は必ず記載してください。
	添付書類	登 録 票	1	紛失等のため添付できないときは、廃止届書の「備考欄」にその旨を記載します。
	特定毒物所有品目及び数量届書		1	毒物劇物販売業の登録が失効した場合であって、現に所有する特定毒物がある場合に必要です。

印の付してある書類については、区内他の店舗において提出済（世田谷保健所長に提出したものに限り。）であれば、添付書類を省略することができます。その場合は届書の備考欄に省略した書類を特定するために必要な事項（店舗の所在地、名称、申請・届の種類等）を記入してください。

毒物・劇物販売業各申請(届)書の提出部数及び記載上の注意(その他の申請)

登録票書換え交付申請書

書 類		提出部数	記 載 上 の 注 意
登 録 票 書 換 え 交 付 申 請	登録票書換え交付 申請書 (手数料2,800円)	1	登録票の記載事項を変更する際に提出します。 1 登録年月日は、有効期間の最初の年月日を記載します。 2 名称・所在地に変更があった場合は、変更後の内容を記載します。
	添付書類 登録票	1	従前の登録票を紛失等のため添付できないときは、登録票再交付申請の手続きが必要となります。

登録票再交付申請書

書 類		提出部数	記 載 上 の 注 意
登 録 票 再 交 付 申 請	登録票再交付 申請書 (手数料4,900円)	1	登録票を再交付する際に提出します。 1 登録年月日は、有効期間の最初の年月日を記載します。 2 名称・所在地は登録票のとおり記載します。
	添付書類 登録票	1	紛失等のため添付できないときは、その旨を申請書の「備考欄」に記載します。

登録票返納届書

書 類		提出部数	記 載 上 の 注 意
登 録 票 返 納 届	許可証・登録票 返納届書	1	登録票の再交付を受けた後、紛失した登録票が発見された場合、または法第19条第2項若しくは第4項の規定による登録の取消し処分を受けた場合には、返納届書を提出しなければなりません。 1 登録年月日は、有効期間の最初の年月日を記載します。 2 名称・所在地は登録票のとおり記載します。
	添付書類 登録票	1	